

志賀町農業委員会農地利用最適化推進委員の推薦・募集要項

1 募集人数 1人

志賀町農業委員会の農地利用最適化推進委員の担当する区域

【担当区域】

区域名	地区名	定数(人)
第7区域	中甘田・甘田地区	1

※他市町も含めて農業委員及び農地利用最適化推進委員の両委員を兼ねることはできません。

2 任期

委嘱された日 ～ 令和9年7月31日まで

3 身分及び報酬の額

志賀町の特別職の非常勤職員として、基本報酬日額8,600円を支給します。

4 職務内容

担当する区域で、農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進に向けて、主に以下のことを行います。

- (1) 担い手への農地の集積・集約化に向けた活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
- (3) 新規参入の促進のための活動
- (4) その他、地域の農業振興に向けた活動

これらの推進のために地域での話し合いや農地利用状況調査（農地パトロール）、適宜総会への出席などの活動を行います。

5 推薦又は応募の対象

農地等の利用の最適化推進に熱意と識見を有する者。

6 推薦又は応募の期間

令和7年5月21日（水）～ 令和7年6月20日（金）

7 推薦又は応募の資格要件

推薦を受け、又は応募できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない。
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有していない。
- (4) 農地利用最適化推進委員との兼務を禁止されている職に就いていない。

8 推薦又は応募の方法

別添の推薦書又は応募申込書に所要事項を記入の上、署名押印し、締切日までに農林水産課へ提出してください。なお、郵送による提出【締切日必着】も可とします。また、提出された推薦書又は応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

【提出書類】

- ・ 農業者等（個人）が推薦する場合 **様式第1号**
- ・ 農業者等（法人又は団体）が推薦する場合 **様式第2号**
- ・ 応募する場合 **様式第3号**

※町外に住所がある方は、住民票の写し、耕作証明書などの添付が必要です。

※様式は農林水産課窓口、富来支所窓口に備えるほか、志賀町のホームページからもダウンロードできます。

9 審査項目

- ・ 農業委員会総会や研修等への出席、現地調査や農業者との面談などが可能か。
- ・ 経歴（職歴）、地域活動歴から農地利用最適化推進委員としての活躍が期待できるか。
- ・ 農業経営の状況から農地利用最適化推進委員としての活躍が期待できるか。
- ・ 推薦理由や応募の理由又は動機から、熱意と意欲があるか。
- ・ 青年、女性、農業関係団体からの推薦など。

10 候補者の選定

推薦もしくは応募による候補者の総数が定数を超えた場合、又は町長が必要と認めた場合は、志賀町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者等選考委員会において候補者を選考します。推進委員の決定は、農業委員会総会において行います。

11 個人情報の取り扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

12 その他

推薦又は応募していただいても、必ずしもこれらの委員の候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

また、結果については、町のホームページ等により公表し、結果に係る通知文書等の発送は行いません。

13 推薦・応募申込書の提出先及び問い合わせ先

〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1

志賀町役場農林水産課 農業委員会担当 電話 0767(32)9290